

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>II 銀行監督上の評価項目</p> <p>II-5 地域密着型金融の推進</p> <p>II-5-2 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>II-5-2-1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>（中略）</p> <p>（2）最適なソリューションの提案</p> <p>顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じて適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関（<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の認定を受けた者をいう。</u>以下同じ。）との連携を図ることも有効である。</p> <p>（以下略）</p>	<p>II 銀行監督上の評価項目</p> <p>II-5 地域密着型金融の推進</p> <p>II-5-2 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>II-5-2-1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>（中略）</p> <p>（2）最適なソリューションの提案</p> <p>顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じて適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関（<u>中小企業等経営強化法第21条第1項の認定を受けた者をいう。</u>以下同じ。）との連携を図ることも有効である。</p> <p>（以下略）</p>